

奈良県告示第三百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

介護機関の名称又は氏名	介護機関の所在地又は住所	施設又は居宅サービスの種類	指定年月日
あおば薬局大福店	桜井市大字大福二三八 一―一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十六年一月一日
サン薬局御所店	御所市三九五―一	居宅療養管理指導	平成二十五年十月二日
ウエダデンタルクリニック	北葛城郡王寺町久度二 一三一―リーベル王 寺西館三〇一	居宅療養管理指導及び介護予防 居宅療養管理指導	平成二十五年九月二日
サン薬局上牧西店	北葛城郡上牧町上牧五 四四―一	居宅療養管理指導	平成二十五年十月一日